**築地閉場・解体事業は違法である　　　　 　2018.10.10 熊本一規**１．築地仲卸業者及び関連事業者は営業権を持つ

(1)営業権とは

　無体財産権の一つであり、許可や暖簾に基づく権利。

超過収益力が営業権の価値となる。

(2)築地の仲卸業者・関連事業者は営業権を持つ

築地の仲卸業者及び関連事業者（流通・物販・飲食・加工・サービス業）は知事の

許可に基づいても、かつ暖簾に基づいても営業権を持つ。

２．財産権の侵害には損失補償が必要

(1)損失補償と損害賠償は大違い

損害賠償は不法行為に伴う補償

　 損失補償は適法行為に伴う補償

　∴損害賠償では、先に加害行為（工事）をして、後でお金で解決できる。

　　損失補償では、先に補償して適法行為にしておかなければ加害行為ができない。

　・適法行為にする方法は二つしかない

　　①任意交渉（補償交渉）→補償契約

②任意交渉が妥結しない場合に強制収用

(2)損失補償の根拠は憲法29条

 第1項　財産権は、これを侵してはならない。

 第3項　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

(3)損失補償の基準

Ａ. 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(1962年閣議決定)

Ｂ．公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱(1967年閣議決定)

・公共事業に伴う財産権の損失補償についてはＡ・Ｂの二つの基準が定められており、

営業権の損失補償についてはＡに次のように定められている。

　　第31条営業廃止の補償,第32条営業休止等の補償,第33条営業規模縮少の補償

(4)「事業者と公の関係」と「事業者と民の関係」

・事業を実施するには「事業者と公の関係」と「事業者と民の関係」の両方をクリア

しなければならない…東京都は全く知らなかった（今までの都道府県のうち最も無知、大組織・縦割りが原因ではないか？）ので教えてあげた。

・農水省の認可は「事業者と公の関係」にすぎない。

・築地解体工事における「事業者と民の関係」は「営業権者への損失補償」等。

付記：上関原発では、「事業者と公の関係」は2000年埋立免許でクリア。しかし、いまだに着工されていない。その理由は「事業者と民の関係」がクリアされていないから。

 (5)都の「受忍限度論」とは

・都は「営業補償がなされなければ工事にかかれない」をクリアするため、「受忍限

度論」を持ち出した。

・しかし、加害者が加害行為の受忍限度を一方的に決められるはずはない。

　　例：セクハラ行為をする者が、セクハラの受忍限度を決められるはずはない。

明らかに違法な暴論。

３．損失補償がなされない限り築地解体工事は違法である

・築地の損失補償で多いのは営業休止補償、中でも得意先喪失補償。

・損失補償がなされない限り築地解体工事は違法(東京高裁平成3.7.30判決参照)。

・築地市場の営業権者が都の書類に印鑑さえ押さなければ解体工事はできない。

・二種類の撤回書を提出（都が受け取らないため１回目は10月5日に郵送）。

　 カビの発生及び陥没を知ったため、一つは「築地で営業を続けるので」、もう一つ

　 は「築地に戻る可能性を確保しておきたいので」撤回するという文書。

　 今後も数回にわたり撤回書提出を予定。

　付記：①水神社のご神体は魚河岸会（権利能力なき社団）の総有に属する（最高裁昭和39.10.15判決）から一部の会員が豊洲に移動させたのは違法行為。いずれ築地に戻す予定。

　　　　②築地市場内に地上権があることが判明。

 ・豊洲に移転した方々から「得意先喪失の損害賠償請求書」を集める予定。

４．築地市場解体には「廃止の認可」が必要

①卸売市場法第５条に基づき食料・農業・農村政策審議会の意見を踏まえて「中央卸売市場整備計画の変更」(pdfファイル参照)が９月10日になされた。

　 変更内容は、「必要に応じ施設の改善を図ることができる中央卸売市場」から築地市場が削られただけ。豊洲市場には何ら変更を加えられていない。

 ②9月10日には、豊洲市場について卸売市場法第８条「開設の認可」もなされた。

③これまで、東京都は、卸売市場法第11条「業務規程（位置及び面積）の変更」により、豊洲移転を進めると説明し、その認可申請も8月1日に行なったものの、実際には「業務規程（位置及び面積）の変更」の認可はなされていない。

∴**築地→豊洲の移転事業ではなく、②に基づき豊洲市場を開設したということ**。

付記：もしも、第11条「業務規程（位置及び面積）の変更」がなされていたとしたら、変更後も「築地市場」になるはずで、「豊洲市場」になるはずはない（②と矛盾する）。

④築地市場について卸売市場法第14条「廃止の認可」はなされていない。

　 以上の①～④に基づけば、

 ・９月10日「中央卸売市場整備計画の変更」により、築地市場は、施設の改善が図られなくなっただけで、依然として中央卸売市場として存続している。

・築地解体工事着手には,その前に卸売市場法第14条「廃止の認可」の手続きが必要。

・卸売市場法第14条によれば、「中央卸売市場の廃止」に必要な認可は、「一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ」してはならない。

付記：築地事業の法的根拠について10月1日に都(中央卸売市場事業部施設課)に問合わせ→10月９日16:20頃①「予算を付けた」、17:50頃②「条例改正が10月11日に施行される」との墓穴を掘るだけの回答。

　結　論

①築地市場は依然として中央卸売市場として存続している。

②築地市場の「廃止の認可」がなされない限り、築地解体事業は違法な事業となる。

③一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがなくならない限り、「築地市場

の廃止」はできない。